

京都市告示第433号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 1月30日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
竹田経5号 線	伏見区竹田七瀬川町103番地の1地先 から	旧	メートル 15.40	メートル 2.95 ~ 3.70
	同町303番地地先まで	新	15.40	4.00 ~ 4.60

(建設局土木管理部道路明示課)